

第 16 回 砂川市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和 3 年 10 月 25 日（月）午後 1 時 30 分から午後 2 時 01 分
2. 開催場所 砂川市役所 2 階 中会議室
3. 出席委員（13人）

会長	13番	関尾	一史			
会長職務代理者	1番	前谷	篤			
委員	2番	角丸	章	3番	猿渡	万里子
	4番	大原	睦生	5番	片桐	幸示
	6番	渡邊	勝郎	7番	渡部	延三
	8番	井上	善博	9番	竹田	安宏
	10番	高橋	宏吉	11番	谷口	秀夫
	12番	菊地	匡			
4. 欠席委員（0人）
5. 議事日程
 - 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
 - 議案第 1 号 農地等利用最適化推進施策に関する意見書（案）についてその他
6. 農業委員会事務局職員

事務局長	中村	一久
事務局次長	野田	勉
事務局主幹兼事務係長	篠崎	強
事務局事務係主事	齋藤	史治

7. 会議の概要

- 事務局次長 皆様、お疲れ様です。定刻となりましたので、これより第16回砂川市農業委員会定例総会を始めたいと思います。
会長よりご挨拶をいただき、以降、会長のお手元で議事進行をお願いいたします。
- 関尾会長 <開会挨拶>
本日の議事録署名委員は、5番の片桐幸示委員、6番の渡邊勝郎委員です。よろしくをお願いいたします。
それでは早速、議事に入ります。報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」事務局より説明願います。
- 事務局 それでは、報告第1号をご説明いたします。これは、農地を相続したことを報告するものです。
届出者は、[REDACTED]、土地の所在は、[REDACTED]、公簿は田で現況は畑、面積771㎡、以下、記載のとおり合計6筆、24,680㎡、令和3年7月23日、相続により所有権を取得したものです。
この案件は、[REDACTED]が亡くなられ、娘さんである[REDACTED]が相続されたものですが、対象農地ではそばが作付けされていました。10月1日に届出を受理して、同日、受理通知を交付し、あっせんの希望は無し、既に専決処分としています。図面は第1号図をご参照いただければと思います。以上です。
- 会長 只今、報告第1号について説明がありましたが、ご質問等ございませんか。
はい、渡部委員。
- 渡部委員 そばをやっていたということなんですけれども、これは[REDACTED]で転作を。
事務局 はい、ここは[REDACTED]が作業従委託でやっているところです。使用貸借とか賃貸借ではありません。
- 渡部委員 作業従委託って今年で終わるの、来年もやるの。
事務局 [REDACTED]ですか。
- 渡部委員 そう。
事務局 大きな面積を受けておりますので、全部やるか、全部やらないかではなく、一部やるというお話を聞いてますけれども、まだ正式には決まっていないと言っております。
- 渡部委員 相続をしたのはいいんだけど、そのへんの話は娘さん知っているのかな。
事務局 [REDACTED]が言っているかどうかは分かりませんが、多分言っていないと思うんです。ですが、一旦農協が受けて、[REDACTED]が作業を行っていますので、その辺の接続がどうなっているのかということだと思いますね。
- 渡部委員 誰もやってくれないのを受けとってしまった。
事務局 ここを相続された[REDACTED]は、他に相続者がいないようなお話をされていたのですが、[REDACTED]がやる・やらないに拘わらず相続はしていただかねばならないので。
- 渡部委員 なにせ来年は[REDACTED]が撤退するのは決まっているのだから、その後どうするのか。農協のスタンスもまだ決まっていないし。決まっていないのに相続はしてしまったというようなことなのかなど。放棄すればあれなんだろうけど。
会長 放棄すればだけど、そうでなければ相続するしかね。
- 渡部委員 はい、分かりました。
会長 他に何か質問等ございませんか。
全員 なし。

会長
全員
会長
事務局

他に質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。
異議なし。
それでは本件を承認することといたします。
続きまして議案第1号「農地等利用最適化推進施策に関する意見書・案について」事務局より説明願います。
では議案第1号をご説明します。
まず、この意見書とはどのようなものかご説明したいと思います。従前より、1年に一度、農業委員会から砂川市に対して、意見書を提出しております。意見書の内容は、砂川市の農業に関して、このような課題があるから、このような施策を検討してください、といったものです。この意見書提出には法的な根拠もありまして、「農業委員会等に関する法律」第38条に基づいていますので、それだけ重みのあるものですから、市長はこの意見書を受けて、予算や計画に反映できるものはしていくこととなります。また、この意見書提出は、農業委員会と市長とが情報交換・意見交換する貴重な場ともなっています。

では、今年度の意見書案をご説明したいと思います。別紙1をご覧ください。この意見書案は、10月13日に検討委員会を開催しまして、検討委員の皆様にご協議いただき、本日、議案提出しております。様式や構成は特に定められたものはありません。表紙をめくって、裏面には前文1頁と、その後の頁には本文を大きく6つの項目で整理しています。少し長くなりますが読み上げて提案とさせていただきます。

<意見書読み上げ>

意見書の内容は以上です。全体的に大括りな表現が多いと思いますが、市長との対話の中では、さらに具体的・詳細な内容を伝えることとしています。なお、本日、意見書が決定されましたら、11月4日に、農業委員会を代表して、関尾会長と前谷代理が市長に提出する予定でございます。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

会長
全員
会長

只今、議案第1号の説明がありました。ご質問・ご意見等ございませんか。
なし。
それでは質問・意見がないようですので、提案のとおり意見書を市長に提出してよろしいですか。

全員
会長

異議なし。
それでは、異議なしと認め、提案のとおり意見書を市長に提出いたします。本日の議題は以上ですが、全体を通して委員皆様から何かございませんか。
はい、片桐委員。

片桐委員

意見書について問題はないんですけど、意見書の内容で教えて欲しい部分があるんですけど、2ページ目の砂川市独自事業である「農業経営体支援補助金」がどういうものであるのかと、3ページの袋地の灌水事業についてはどのような感じで進んでいるのかを教えて欲しいんですけど。

事務局

それでは、私のほうから説明いたします。
まず「農業経営体支援事業」ですが、今年度から実施するよう予算要望していたもので、規模拡大する方で、規模拡大に必要な機械などを導入するのに補助を出すというものです。国のほうの補助事業は、新規就農・女性農業者・法人、この三者のポイントが高く補助金が当たるような形になっています。が、一般的な農業者の方々は、なかなか補助金が当たらないので、それを少しでもケアしたいという目的で予算付けされたものです。一般的な土地利用型農業の場合、1.5ha以上の農地規模拡大した者に対して、10分の3、30%の補助率で、100万円を上限としているのですが、予算額は500万円、その内100

万円は、別枠で果樹組合からスピードスプレーの導入に補助が欲しいと言われていたので、それに補助しておりまして、残り 400 万です。規模拡大をした方々を対象に、11 月上旬に案内して、個別に導入したものが該当するものであれば、手を挙げてもらおうと考えているところです。

2 点目の袋地の関係ですけれども、今年、まだ文書が来ていないので確かではありませんが、国の採択を受けているはずで、道のほうで今、調査設計に入っています。水利権の関係もありまして、昔、取水するといった所から変更していて、順次許可を受けなければならないので、それが終わってから、工事に入るといった流れになっています。最大限見込んで 7 年くらいかかるということですが、予算が付いて、水利権の許可が早まれば、事業も進んでいけると思います。そこで、市から色々なところへ要請して早めに完了して欲しいということ要望してもらいたいと思います。

片桐委員
会長
片桐委員
会長

はい、ありがとうございます。
よろしいですか。
はい。
その他に何か質問等ございませんか。
はい、渡部委員。

渡邊委員

新規就農のところでちょっとだけ。④のところの「農作業は、基本的には孤独な仕事で、一日中誰ともじゃべらず云々」という、なんか凄い暗いんだよね。「マイペースでやれる」だとか、何か表現を変えないとこれはよろしくないような気がするんですよ。

事務局

はい、表現を少し変更していくようにします。これを作った時に「家族がいたほうがいいよね」ということを前面に打ち出したいという意図があって、このような書き方をしてしまった経過がありますが、実際に一人の方でも十分農業をやっていただけますので、ネガティブな言い方ではなく、前向きになってもらえるような文章に変えるように検討していきたいと思います。ご意見どうもありがとうございます。

会長

よろしくお願いします。
その他、何かございませんか。
はい、高橋委員。

高橋委員

新規就農の案内の内容ではないですけれども、過去にですね、去年、一昨年ですか、うちの地区に入ってきた方がいまして、どこまで農業のことを知っていたかは知りませんが、やっぱり農村地区には農村地区のルールがあると思うんですけど、現在はもちを作っています。ただルール上は作っちゃダメなんでしょうけれども、何もとりあえず罰するものもないし、地域の人達が被害を被っているか、被っていないかといえば、特に被害を被っているという事実はないのかなという気がします。でもルールはルールなので、できれば止めて欲しいということ顔を合す度に僕は言っているわけではないんですけど、やっぱり 100 パーセント自分の力でやっているんだったら僕も何も言わなくてもいいのかなと思うのですが、ルールを守ってくれるということが大前提で、僕も助言しまして、奥さんのほうにも 150 万円ではなくその半分程度の就農資金が当たって、計二百何万、当たっているはずで。そんな中で、新規就農してもらってですね、砂川の農業を活性化してもらいたく、こういう制度がある中で、やっぱりルールを無視して地域社会をぐちゃぐちゃにしてしまうような危険性のあることを控えていただきたいという意味合いでですね。■■■■のよう

に 3 年間、地域おこし協力隊として農業士さんとか農業委員から、それぞれの地域で農業に対する知識だとか技術を学んだ方はいいいと思うんですけど、何も

そういうことをしないで、入って来てしまった方っていうのは割と農業って自分の意志で自由にできるという気持ちで入ってくるんだと思うんです。でも、自由って好き勝手とは違うと思うんですよね。だから最近、オーバーに言うところから、やはり自由と好き勝手は違うんだよと、やっぱり自由ってこういう厳しさがあるし、こうなんだよということを知らしめてもらうためにもね、面接ではないんでしょうけども、そういう受け皿的な、農業士さんだとか、農業委員だとか、農業をする以前の話としてしてですね、しっかりやっていただくことも付け加えていただければという気がします。ちょっと荒い言い方をすると、受け入れはなんぼしてもいいのだけれど、向こうは当たり前のことを当たり前に分かれないです。だから、農家の常識あちらの非常識、あちらの常識こちらの非常識っていうのがあるのだと思うんです。だから、常識を整合性をもってお互いに理解し合ってやっていかないと、何年か後につまづかれてもちょっと困りますし、彼は13町、14町位ですか。

事務局
高橋委員

14町。

トマトやきゅうりなど、ハウス仕事をやって新規就農する方が砂川の場合は多かったんでしょうけれど、新規就農の方はそういうのと違う面を持っていますので、そういう提言をしてあげて欲しいなど、後で困るといふか、何もこちらで説明する間もなく進まれてしまったのかという部分もありますので、そういうことがないようにしてもらえれば、本人にもいいと思いますし、周りの方々もいいと思うんですよ。そのへんやっていただきたいなと思います。

事務局

去年も高橋委員さんから色々ご指摘いただいて、何かいい仕組みはできないかと考えてきました。おっしゃるとおり、新規就農したいという人は、本当に色々な方々がいらっしやいまして、例えば、お花を作ってみたという人がいる一方、米をやりたいとか、ミニトマトを作りたいと言ってくる人は本当に少ないです。実際に農業の厳しさを分からない人の方が多いような印象を受けますけれども、特にそういう方には研修期間の間に農業の大変さも知ってもらわなければならないし、その他にも色々な要素を知ってもらわなければならないと思います。その中に、高橋さんがおっしゃる地域のルールといいますか、人に迷惑をかけないようにすることがあると思うんです。そこで、3月の検討委員会の中でお話をしまして、ここには書いていないのですが、新規就農に至る前に地域の農業委員さんと、例えば会長といった具合に、農業委員さんと新規就農をしようという人との情報交換・意見交換を行う場を持つことは、お互いにとってきっと有意義だろうと、何も知らないままにいつの間にか農業始めました、では何かしら不満も残ることもあるかもしれませんので、場を設定していきましょう、ということを確認させていただきましたので、今後、新規就農に至るまでには、地域の農業委員さんと何かしら対話できるように、場の形は色々だと思うんですが、その時々に合わせてやっていきいと思っています。

会長
高橋委員
会長
全員
会長

よろしいですか。

はい、分かりました。

その他何かございませんか。

なし。

それでは特に何も無いようですので、続きまして、「その他」に入ります。事務局より説明願います。

事務局

1. 議会関連報告（事務局長）

2. 令和3年度中空知農業委員会協議会役職員研修会（事務局）
 - ・日 時 11月4日（木） 13：30～
 - ・場 所 芦別温泉スターライトホテル（芦別市）
 - ・出席予定者 関尾会長、前谷会長職務代理、中村事務局長

3. 令和3年度女性の農業委員会初任者委員のための研修会（事務局）
 - ・日 時 11月9日（火） 13：30～
 - ・形 式 オンライン
 - ・出席予定者 猿渡委員

4. 農地法第52条の規定に基づく賃借料情報の提供（事務局）
 - ・別紙2のとおり、農業委員会だより（令和3年秋号）に掲載するとともに、市のホームページでも公表します。

5. 令和3年度地区別農業委員、農地利用最適化推進員等研修会の資料の配布（事務局）
 - ・開催が中止された標記研修会の資料が届きましたので配布します。日頃の活動の参考にしてください。

6. 活動記録簿の提出（事務局）
 - ・農業委員として行った活動を記入し、10月分を事務局に提出してください。

7. 果樹作況調査の実施（事務局）
 - ・定例総会后、令和3年度の果樹作況調査を行います。

8. リンゴの木オーナーの収穫（協議会）
 - ・果樹作況調査に続いて、三谷果樹園において協議会がオーナーとなっているりんごの収穫を行います。

会長
全員
会長

只今の説明について、ご質問等ございませんか。

なし。

それでは、特にないようですので、次回総会の日程を確認したいと思います。次回は11月26日、金曜日、時間は午後1時半からです。よろしくお願いいたします。

それでは、最後に一言ご挨拶申し上げて閉会したいと存じます。

<会長挨拶>

以上で本定例総会を閉会します。お疲れ様でした。

会 長

署名委員

署名委員